

## 【論文】

# 欧州評議会：ヨーロッパの「民主主義の学校」 —「複言語・複文化主義」の背景にある理念とその課題—

山 川 智 子

Council of Europe: “The School of Democracy” in Europe  
---Ideas and Issues behind “Plurilingualism/pluriculturalism”---

YAMAKAWA, Tomoko

**要旨:**ヨーロッパの「民主主義の学校」とも評される欧州評議会がヨーロッパ統合にどのような役割を果たしたのか、直接・間接的な影響について、言語教育政策の視点から考察する。ヨーロッパにおいて通貨統合が可能になった背景には、自国の貨幣を手放しても、言語と文化の多様性は守られるという保障があった。これを陰で支えたのが、欧州評議会の言語教育政策であったと考える。しかし、欧州評議会に関する体系だった研究はそれほど多くない。本稿では、その原因を検討し、欧州評議会がEUとどのような関係を構築しようとしているのかを、Byram (2008)を参照し、言語教育政策を通して考察する。さらに、これら二つの国際機関の公用語に対する姿勢の違いを考える。ヨーロッパ統合の「ハード」面を担ったEUと、「ソフト」面を担った欧州評議会が、互いにバランスを保ちつつ言語教育政策に取り組んできたことを示し、「複言語・複文化主義」理解の深化につなげたい。

**キーワード:** 欧州評議会、欧州連合 (EU)、言語教育政策、「複言語・複文化主義」、公用語

## 1. はじめに

ヨーロッパ統合や通貨統合を、市民の内面的側面から間接的に支えたのが、「複言語・複文化主義(plurilingualism/pluriculturalism)」を提唱するに至った欧州評議会(Council of Europe)の理念であると考えられる。欧州評議会

の言語教育政策が、通貨統合によってもたらしかねない「文化」喪失を防ぐ防波堤となり、多様性の維持を陰から支えたと考えられるからである。

「複言語・複文化主義」概念に関しては、欧州評議会の設立、およびこの組織が先導してきた言語教育政策の変遷とともに、山川(2015)でも論じられているが、概念の目指す方向性をここで簡単に述べておく。欧州評議会は、「複言語・複文化主義」を個人の言語使用や文化体験に焦点をあてる考え方であるとし、社会に焦点をあてる「多言語・多文化主義」とは異なる概念とみなしている。「複言語・複文化主義」は、一人ひとりの言語話者の経験知に基づき、話者独自の言語文化を活用し、社会を構築していこうとする考え方である。言語話者がそれまでに学んだ経験のある複数の言語を、それぞれの場面で独自に使うことで異文化交流を行っているという実態を本人に自覚させるのである。そこには、「複言語・複文化」を持つ個人が集まったところに「多言語・多文化」な社会がつくられるという発想がある。

本稿ではまず、この「複言語・複文化主義」を唱え、「民主主義の学校」と評される欧州評議会の組織全体を概観し、この組織に関する研究がそれほど多くない原因を分析する。「複言語・複文化主義」の核となる「個人」の言語文化に対する姿勢にも着目する必要性を、ヨーロッパ統合の歩みに関わった人物を例にし、確認する。次に、「多様性の中の統合」を目指すEUの理念と言語の関係を、通貨統合と言語教育政策との関連という視点からとらえ、ヨーロッパ統合の「ハード」面を支えるEUと、「ソフト」面を支える欧州評議会のバランスについて考察する。さらに、欧州評議会とEUの言語政策に対する姿勢を対比させたByram(2008)の考察をたどる。そのことにより、象徴的な「多言語・多文化主義」をとるEU、および「複言語・複文化主義」と「多言語・多文化主義」との棲み分けを意識する欧州評議会の、連携でも対立でもない関係性を浮かび上がらせ、「複言語・複文化主義」解釈の深化につなげたい。

## 2. 欧州評議会という組織

### 2.1. 理念に支えられた活動を展開<sup>1</sup>

欧州評議会は、人権、民主主義、法の下での平等という、ヨーロッパ市民の価値観や精神的支柱を支えることを目指す活動を行っている。こうした価値観を共有することで、「寛容で」「市民的な」社会形成の基盤が整い、ひいてはそれが経済成長をもたらし、社会の結束が高まると考えられている。まず、この組織の活動を押さえておきたい。

欧州評議会を形作る「機関(Institutions)」には、「閣僚委員会(Committee of Ministers)」、「議員会議(Parliamentary Assembly)」、「欧州地方自治会会議(Congress of Local and Regional Authorities of Europe: CLRAE)」、「欧州人権裁判所(European Court of Human Rights)」、「人権コミッショナー(Commissioner for Human Rights)」、「国際NGO会議(Conference of International Non-governmental Organisations (INGOs))」などの他に、任期5年の事務総長を擁する「事務局(Secretariat)」がある。

欧州評議会では多様な活動が、時代に合わせて展開されている。そのため、柔軟な変化が求められるので、厳密に活動を分類することは難しい。「分類」という作業においては、分類できない多くのものが存在し、その存在を常に意識しなくてはならないからである<sup>2</sup>。これを踏まえた上で、敢えて大掴みに個々の活動を分類してみたい。ヨーロッパの文化的アイデンティティと多様性の発展を促進する活動、人権に関する法的な活動、民主主義に関する政治的な活動、国際テロ対策に関する活動、社会的結束性を高めるための生命倫理や公衆衛生の取り組みに関する活動など、教育や文化にも関わる、幅広い目配りのある活動を行なっている。

こうした活動を遂行してゆくために具体案を練り、勧告や決議を公表するのが、言語教育政策に関する部署をはじめとする、各部署の任務である。上に挙げた活動は、守備範囲が広く、その活動を遂行するための目標も一見、漠然としてつかみどころがないように見える。しかし、未確定な要素の多い最初の段階で掲げる理念や目標が抽象的になるのは、ある意味で仕方が

ないことである。現代社会が抱える問題は、絶えず複雑化し、刻一刻と変化しつつある。あまり具体的に、狭く括るような目標を立てると、変転きわまらない現実に対応できなくなるおそれがある。目標をあまりにも細かく規定してしまうと、その目標に縛られ、柔軟な対応が取れなくなる<sup>3</sup>。そのため、ヨーロッパ統合の内実をなす「ソフト」面を扱う場合は、どうしても包括的な記述に留めておかざるを得ない事情があると考えられる。

## 2. 2. 欧州評議会に対する評価

フランスを中心とした国際政治学を研究する上原(2002)は、1940年代末から50年代初頭のヨーロッパ統合の成立期を、欧州評議会に関する考察を通して「ヨーロッパ文化」という視点から分析している。理由として、欧州評議会が、「ヨーロッパ共通の『価値』『文化』やヨーロッパ『民主主義』といった政治文化的視点を出発点として、ヨーロッパの定義とその法的基準化、および規範化により、ヨーロッパの再構築を試みた組織であったから(上原2002:93)」と述べている。つまり上原は、欧州評議会をヨーロッパ統合の要として位置付け、その意義を高く評価している。

上原(2002)によれば、欧州評議会は、「超国家的な議会の設置に失敗し、妥協策として諮問的役割しか付与されなかったという評価が多く、注目されることが少なかった(上原2002:92)」という<sup>4</sup>。国際政治学の分野では、欧州評議会という組織は単なる諮問的機関にすぎないと認識されていた。

確かに、欧州評議会は、多様な活動を展開している割には活動資金も限られており<sup>5</sup>、この組織に関する研究もそれほど多くはない。先に述べたように、具体的な数値や記述で表現できない目標を掲げる事情が少なからず影響していると言ってもよい。この事情が、効率的に研究成果を上げることが求められる現代的学問にも反映して、欧州評議会の研究に限界をもたらしてきたのではないか。とはいえ上原は、ヨーロッパの文化こそがヨーロッパを支える柱であるということが見直されつつあり、そのことにより欧州評議会成立期の研究も進められるようになったと指摘する。

上原は、欧州評議会が生まれた経緯として「欧州統合運動の超党派的組織である『ヨーロッパ運動』の提案」を挙げる。この「ヨーロッパ運動」とは、チャーチル(Winston Churchill:1874-1965)の義息のダンカン・サンズが創設した“United European Movement”を指し、「統一欧州運動」と日本語では表現されることもある<sup>6</sup>。この「統一欧州運動」が、エリート対象の政策を推進し、エリート教育を重視していたのに対して、欧州評議会の活動は、一般市民向けの宣伝・広報活動や文化交流を対象としていた(上原2002:101)。

このような事情から、ヨーロッパ統合における欧州評議会の位置付けに関する理解は、十分なものではなかったと言わざるを得ない。しかし、上原も指摘しているように、アメリカや旧ソ連という大国に対して、ヨーロッパが誇れるものといえば「文化」であった。その自負は、欧州評議会設立を呼びかけたチャーチルの演説<sup>7</sup>にもあるように、時として、ヨーロッパ至上主義とも受けとめられることもあるが、それほどの誇りを持つ「ヨーロッパ文化」が市民の内面を支えてきたことは間違いない。このような、ヨーロッパ市民が共有するヨーロッパ的精神の重さを考え合わせると、欧州評議会の活動は評価されるべきものである。さらに、複雑で、様々な事情が込み入ったヨーロッパ統合の歴史において、欧州評議会を位置付けることも重要である。そのことにより、ヨーロッパ文化を、他地域の文化との比較を交えつつ、根本的に見直すことができるからである。

欧州大陸を視野に入れた、初の国際機関としての自覚と覚悟を持ってスタートした欧州評議会は、1949年の設立以来、時代とともに抱える問題も推移している。現代社会に特有の様々な問題(テロ、組織犯罪、汚職、サイバー犯罪、生命倫理に関する問題、クローン、子供や女性への暴力、人身売買など)にも直面している。ヨーロッパ市民の持つ共通の「価値観」を基盤としながら、それぞれの民族や地域が自負する「文化」を活かしつつ、問題に向き合う時期を迎えている。これらの諸問題は、いずれも、直接・間接的に、文化や言語教育にも深く関わってくる。欧州評議会は、共通基盤に立脚したチームワークで問題を共有し、必要とあらば、その方面の専門家に参加・

介入を依頼するなど、臨機応変かつ柔軟に取り組む姿勢を重視している<sup>8</sup>。目まぐるしく変貌していく現代社会の諸問題に対して右顧左眄せず、「ヨーロッパ精神」のバックボーンをもって活動してきているのが欧州評議会である。この点が、国際政治学の研究分野で見直されていることは見逃せない。

### 2. 3. 欧州評議会を構成する、「基本的」かつ「最小」要素

ここで、欧州評議会設立当時の状況や、関与した政治家について記しておきたい。

第二次世界大戦の終結直後、「ヨーロッパ」という概念がまだまだ曖昧であった時期に、ヨーロッパを復旧させるべく、復興への第一歩として1949年に設立されたのが、欧州評議会であった。それが契機となり、1951年のパリ条約調印による、欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)の設立決定、1957年のローマ条約調印による、欧州経済共同体(EEC)の設立決定と、ヨーロッパ統合の歩みへと発展した。

こうした一連の流れを作り出したのが、「ヨーロッパ建設の父たち」と言われる、当時の西欧の大物政治家たちであった。代表的な人物を挙げると、先に述べたチャーチルのほか、アデナウアー(Konrad Adenauer:1876-1967)、シューマン(Robert Schuman:1886-1963)、スパーク(Paul-Henri Spaak:1899-1972)、デ・ガスペリ(Alcide de Gasperi:1881-1954)、ベヴィン(Ernest Bevin:1881-1951)らである<sup>9</sup>。

本稿は、これまで言語教育研究であまり注目されてこなかった、欧州評議会という組織のヨーロッパ統合における位置付けを検討することで、「複言語・複文化主義」の理解を深めることを目的としている。この概念を提唱した組織の経緯をたどること、さらにヨーロッパ統合への歩みに大局的に関わった人物たちを知ることは、この目的に近づく要素となる。

マイケル・バイラム(Michael Byram: 1946-)は、「複言語・複文化主義」に関する学術的な考察の他に、「現実に存在する(存在した)人間」の言語使用の現実を考えに入れることが重要であると述べる(Byram 2004)。バイラムは、

ヨーロッパの言語教育政策研究をリードする人物であり、欧州評議会の言語政策に関する活動に長年携わってきた。バイラムの考えにそうと、上に挙げた欧州評議会設立に携わった政治家という、ある意味で「欧州評議会」を構成する「基本的」かつ「最小」の要素である個々人の「複言語・複文化主義」的实践に注意を払うことが重要となる。そのことにより、これまでの、政治的・経済的視点から切り込んできたヨーロッパ統合研究に、ひとつの新しい視点を加えることができる<sup>10</sup>。

たとえば、シューマンの「複言語・複文化主義」を考えてみたい。シューマン生誕の地であるルクセンブルクに、クラウゼン(Clausen)という小さな町がある。この町は、2001年に町の創立150周年を祝った。その際に刊行された文書<sup>11</sup>には、町に縁のある人物として、冒頭にシューマンが紹介されている。ルクセンブルク生まれのシューマンは、両親がドイツ国籍であったので、「血統主義」により国籍はドイツにあった。家ではルクセンブルク語を話し、フランス語は学校教育で身につけたといわれている。そしてそのフランス語は生涯「訛り」のあるものだったという。第一次世界大戦終了後の1919年に、ドイツ領であったアルザス・ロレーヌ地方がフランス領になったことに伴い、シューマンもフランス国民となった。高等教育は、主にドイツの教育制度の中で受け、ボン、ミュンヘン、ベルリン、および、ストラスブールで学び、最終的には法律で学位をとった。「フランスの政治家」として、現代政治において理解されているシューマンにとって、ドイツはまったくの「異国」ではなく、母語であるルクセンブルク語によく似たドイツ語も、まったくの「異言語」ではなかったのである。

また、「ヨーロッパ合衆国演説」を行ったチャーチルも、1949年8月12日に会合で訪れたストラスブールでは、フランス語で演説を行なった<sup>12</sup>。その際に、「我々は、異なる国々の、異なる政党を代表してここに集まったのではなく、ヨーロッパ人として共に進むために集まったのです」と語っている。このような趣旨の演説を、「世界に冠たる」英語圏の首相であったチャーチルが、フランス語で行なったところに、「複言語・複文化主義」を先取りする

柔軟な感性を読み取ることができる。

そのチャーチルに影響を与えた、クーデンホーフ＝カレルギー(Richard Nikolaus Eijiro Coudenhove-Kalergi: 1894-1972)も、自意識の中では「国籍」という「境界」をまたぐことが可能な人物であった。個々の政治家、活動家の個人的な言語体験が、国家を超えた組織を形成してゆく原動力となっていることにも注目していきたい。

### 3. EUの理念「多様性の中の統合」と言語

#### 3. 1. 言語・文化の多様性維持と通貨統合との関係

欧州評議会の言語教育政策を大局的な視点から捉える場合、避けて通れないのは、ヨーロッパにおける通貨統合と言語政策との微妙な関係である。ヨーロッパ統合という歴史の流れの中で、(現在の)EUと欧州評議会が占めてきた役割を大まかに分けてみたい。

経済・政治など、統合の「ハード」面は現在のEUが担ってきた。その一方で、文化や言語という「ソフト」面に関しては、「統合」ではなく多様性を維持し、固有のものを守りきるという思想を貫く欧州評議会が担ってきた。しかし、通貨統合という歴史的な出来事は、ヨーロッパ統合の「ハード」面と「ソフト」面が支え合い、補完し合う関係を構築した大きな実験でもあった。

なぜならば、たとえ自国の通貨が消失しても、言語と文化の固有性・多様性は維持する、という保障があったからこそ、通貨統合<sup>13</sup>も実現したと考えられるからである。あるいは、通貨統合で新しい共通通貨が導入されることが、また、旧通貨を失ったそれぞれの国ごとの新しい文化を創造するという希望があったから実現したとも考えられる。そして、その場合、通貨統合がもたらしかねない「文化」喪失のおそれの防波堤となって、EUの推し進める通貨統合を陰から支えたのが、欧州評議会の言語教育政策であったとも考えられるのである。

経済学や政治学の分野で主に進められているヨーロッパ統合研究において、文化政策を論じた研究は少ない<sup>14</sup>。その数少ない研究のひとつに、ク

リス・ショア(Cris Shore)の *Building Europe. The Cultural Politics of European Integration*. (2000)がある。この中では、共通通貨導入における「ユーロ」は、ひとつの「文化」でもあり、多くの利益をもたらすことを市民に示すための多大な試みが伴っていたと説明されている。特に、戦後ドイツの経済復興の象徴であった「ドイツ・マルク」に関しては、それが消失することへの市民の危惧は大きかった(Shore2000:92)。戦後、自分の国の文化や歴史を、誇りを持って語ることは、ドイツに限っては、決してできることではなかった<sup>15</sup>。ドイツ復興は、したがって、ドイツの歴史や文化の成功であると公言できない歴史的事情の下で、「ドイツ・マルク」の成功という歴史の形をとった。そのようなドイツでは、「ユーロ」が「ドイツ・マルク」と同様に、強くて安定した通貨となり得ることを市民に示す必要があったという。

それでは、通貨統合に伴い、「ドイツ・マルク」の消失はあったものの、ドイツの文化を保持しつつ「ユーロ」使用という次元に移行できた背景には何があったのか。背景には、「ドイツ・マルク」の成功とともに再び見直されてきたドイツ文化への関心、市民の中に「複言語・複文化主義」という考えが根付いていた実態、さらに戦争再発防止という理念があった。「複言語・複文化主義」は、母語の実在性にしっかり根ざしながら、柔軟に異言語を使用する姿勢を重視し、また言語的・文化的背景の異なる人々との相互理解の必要性を問うものである。さらには、自らの負の歴史を忘れ去るのではなく、記憶に刻み、それを謝罪の気持ちとともに周辺諸国に示していこうとする姿勢も、「複言語・複文化主義」から導きだすことができる。つまり、通貨統合実現の背景には、直接・間接的に「複言語・複文化主義」的な政策の存在、つまり欧州評議会の活動があったと考えられないだろうか。通貨統合という経済的契機と市民の生活に基づく言語政策との関連を考察していくことは重要である。

### 3. 2. 「ヨーロッパ・アイデンティティ」認識のための「市民教育」へ

ベネディクト・アンダーソン(Benedict Anderson: 1936-2015)は、印刷技術の普及と国民国家形成との因果関係を指摘した。彼によれば、ある言語で書かれたテキストを共有する教育や文化活動を通して、経済や政治的次元に属する国家組織の結束を強めることができるという。言語の共有による精神的な結束は、共通通貨を用いるという物質的(経済的)結束に勝ることが、アンダーソンの指摘からも分かる。「複言語・複文化主義」は、母語喪失の危険も感じさせるような、欠点や誤謬を許容しない、いわゆる「完璧」な「バイリンガリズム」を目指そうとするものではない。そうではなく、母語を出発点とし、実社会で異言語話者と出会う場面での臨機応変な対応に必要な経験知や創造性、自発性、および柔軟性を培うことを目指す。そのことにより、自己のアイデンティティを維持しながら他者と理解しあうことを目指す。通貨統合は、ヨーロッパ市民がこうしたことを改めて自覚する契機となったと考えられないであろうか。

文化や精神の安定が守られてこそ、欧州の政治・経済統合も実現可能になった。こうした文化的「ソフト」面と、政治・経済的「ハード」面とのバランスを、欧州評議会とEUは巧みに取り続けてきたと考えられる。その意味でも、欧州評議会の言語教育政策の意義は、もっと理解されても良いはずである。

しかし、通貨統合は、ある力に対しては反作用を起さずにはいない人間の心理を視野に入れなければならない複雑な過程でもあった。こうした複雑な事情について考察した政治学者のマルコム・アンダーソン(Malcolm Anderson)の指摘を取り上げる。彼の視点から、文化の位置付けを考えてみたい。アンダーソンは、ナショナリズムが復活するEUにとっての「悲劇的なシナリオ」として、三つの例を挙げている(アンダーソン2000、土倉・古田訳2004:68-70)。そのうちのひとつ、「第三のシナリオ」と呼んでいるものが、以下のようなものである<sup>16</sup>。

EUがひとつの国家に近づけば近づくほど、過去〔の時代〕に多民族国家が抱えた問題をかなり経験することになるかもしれない。経済的境界線の廃止や政治的境界線の消滅とともに、〔かえって〕社会・文化的境界線は重要になってゆくかもしれない。人々の交流と日常の接触の頻度〔の多さ〕は、文化的な差異と異なる日常的な行動様式が原因となる齟齬を増すかもしれない。各国民の関係は、配慮を欠いた政治家によって、ただ競争〔的な関係〕と形式化され、単純化され、説明される〔だけ〕かもしれない。政治家や一部の人々は自分たちが攻撃されていると確信するなら、国民的象徴を強い姿勢をもって守るかもしれない。理想化された国民の過去は、巷間で言われているようなヨーロッパが「雑種化」するという憎悪すべき過程とは対極的なものになるかもしれない(アンダーソン2000、土倉・古田訳2004:69-70、下線は筆者)。

こうした反動を乗り越えて前進するためには、民主主義の発展、人権、言語・文化問題を含む統合の「ソフト」面を活用して、新しい「ヨーロッパ・アイデンティティ」を、市民の内面に形成する教育が重要になってくる。欧州評議会設立の数年前まで、国を単位として、隣国との争いに明け暮れてきたヨーロッパにおいては、それまでの国家の枠組を超えた「ヨーロッパ・アイデンティティ」という概念がすぐに明瞭な輪郭をとるはずもなかった。白紙に近い状態から、ヨーロッパ全域を視野に入れた「ヨーロッパ・アイデンティティ」形成の道筋を探り、新概念を構築しつつ、同時に教育を通して市民にも普及させていくのが「ヨーロッパ教育」<sup>17</sup>の実践であった。その必要性に対する認識は、徐々に深まっていった。そして、この「ヨーロッパ教育」をヨーロッパ至上主義に変質させないための自浄力をもつ素養が「市民教育」であり、これを支えたのが欧州評議会であった。

#### 4. 言語教育政策に対する欧州評議会とEUの姿勢— 連携でも対立でもなく

##### 4. 1. 異なる方針を持つための棲み分けの必要性

欧州評議会とEUという、二つの異なる組織の全貌を把握するのは、流動的かつ日々発展しつつある組織の性質上、非常に困難である。しかし、言語教育政策という分野に焦点をあてて、これらの組織の活動を分析すると、それぞれの組織が、なぜ強力な結びつきを持たない状態で活動を進めているのか、つまり、なぜ、これらの組織がさほど「連携」を意識していないのかという疑問に対する答えが浮かび上がってくる。

ヨーロッパの言語教育政策は、これら二つの組織の加盟国が増加しつつある現代、従来の枠組みに縛られたままでは、その発展に限界をもたらす。参加国が互いに意思疎通を図ろうとしなくては、統合の「深化」と「拡大」は望めない。EU加盟を希望する国は、欧州評議会に加盟し民主主義の価値観を備えていることが条件であり、その意味でも、欧州評議会は、ヨーロッパの「民主主義の学校」と評されている。

EUは、原則として、経済、政治統合の推進役を担っているため、文化、教育、言語に関することを表立って扱い辛かった。そのため、EUにおける言語教育政策への姿勢や、欧州評議会とEUとの連携に関しては、これまであまり触れられることがなかった。そのため、連携やこれら二つの組織の姿勢の違いに関して論じる資料も少ない。欧州評議会が公表している、EUとの連携に関する資料も形式的な記述に留まっており、実態が見えてこない<sup>18</sup>。そのような状況に、敢えて切り込んで考察を行なったのが、Byram (2008:125-141)である<sup>19</sup>。このパイラムの考察を参考にしながら、以下で、欧州評議会とEUの言語教育政策に対する姿勢を追ってみたい。

##### 4. 2. EUの「多言語・多文化主義」の理念

パイラムは、歴史的な文脈における二つの組織の意義を振りかえる。経済的なグローバル化を推し進めるEUと、市民社会の理念を追求する欧州評議会、この二つの組織が発展してきたことで、ヨーロッパ統合が深化した

ことは、今一度、確認しておきたい。旧ソ連や旧ユーゴスラビアであった地域も、欧州評議会の指導のもと、「民主主義」を「学習」し、EUへの加盟準備を整えている。ヨーロッパ統合が深化すればするほど、欧州評議会とEUの連携は重要になる。言語政策に関して、ある「標準語」をその言語の「変種」を話す市民に強制し、根深い民族の恨みを残した「国民国家」の時代、および、各植民地において、いくつもの英語の「変種」が生まれ相互理解が困難になってしまった「大英帝国」時代の反省から、ヨーロッパは「多言語・多文化主義」を目指す選択をした。

EUは、すべての加盟国の公用語<sup>20</sup>をEUの公用語として採用している。ここには、「多言語・多文化主義」を目指すヨーロッパの象徴的な存在理由が強く反映されている。この政策は、他地域に対するアピールにもなる。1995年のEUの白書(*White Paper on Education and Training. Teaching and Learning toward the Learning Society*<sup>21</sup>)では、経済的事情および社会的事情に鑑み、共同体の三つの言語学習が提案されている。さらに、この時点で、言語とアイデンティティに関する次のような言及もなされている。

言語は他者を知るための鍵にもなる。複数の言語に熟達することは、文化的な豊かさや多様性を備え、互いに理解しあうヨーロッパ人であるという気持ちを持つことの助けにもなる(日本語訳と下線は筆者)。

その後、方向性に変化が生じていることを、バイラムは指摘する。2002年2月のEUの決議(Council Resolution of 14 February 2002<sup>22</sup>)では、アイデンティティに関することがらへの言及がなくなり、ヨーロッパ知識社会への適応や社会的結束を促すための言語学習へと目的が微妙に変化している。

- (1) 複数の言語の知識は、それぞれの市民がヨーロッパの知識社会に効果的に参加するため獲得すべき基本的スキルのひとつであり、

社会や社会的なつながりを促すものである。母語の知識が他の言語学習を促進させることができる。

- (2) 複数の言語の知識は、文化的な理由や個人的な事情による、教育的、職業的な目的での移動を促進する。
- (3) 複数の言語の知識は、EU拡大の視点から、ヨーロッパの結束性(つながり)にとって有益である。
- (4) すべてのヨーロッパ言語は、文化的な視点からみて対等であり、ヨーロッパの文化や文明にとって不可欠な部分を形作る。

(日本語訳と下線は筆者)

つまり、EUにおける「多言語・多文化主義」政策の方針が、個人が「ヨーロッパ・アイデンティティ」を持つということに焦点を当てるといふ抽象的な目標から、個人がヨーロッパ社会へどのように適応していくべきかという、具体的な記述に力点を置くことに移ったと言える (Byram 2008:127)。

この背景には、EU加盟国が2004年に10か国増えることに備え、ヨーロッパの知識社会へ参加する踏み台としての言語学習という姿勢、理念を打ち出す必要があったと考えられている。政治的な動向が言語学習の目的にも反映されたわけである。

#### 4. 3. 欧州評議会の「複言語・複文化主義」の理念<sup>23</sup>

ここで注意しておかなくてはならないこととしてパイラムが指摘しているのは、EUでは言語学習を他の文化へ敬意を払うための営みという位置付けには——その灰めかしはあるものの——まだ達していないことである。欧州評議會は、EUと似たようなことを述べてはいるものの、言語学習の多様性と教育システムを柔軟性のあるものに整えることが、ヨーロッパ市民の必要性に合致してゆくものである点も強調している。たとえば、欧州評議會が出した1982年の勧告 (Recommendation No.R (82) 18 of the Committee of Ministers to Member States Concerning Modern Languages) では、以下のよ

うに記述されている。

- (1) 他の加盟国(および、自国の他の地域共同体)の言語を習得する効果的な手段、および、以下のようなコミュニケーションの必要性を充足させることのできる言語使用のスキルを可能な限り身につけることを確実にする。

—他の国での日常生活の用事をこなし、自分の国にいる外国人の手助けをすること

—異なる言語を話す若者や大人と情報交換をしたり、考えを分かち合ったりすること、また、思想や感情を伝え合うこと

—人生のあり方、他者の思想やその文化的遺産を、広く、そして深く理解すること

(日本語訳と下線は筆者)

上の勧告は、他者に対する思いやりや理解に力点が置かれているが、他方、EUの声明との類似点もある。具体的には、異国での生活、他者理解、文化的遺産の価値を重要視していることなどである(Byram 2008:128)。

欧州評議会が独自に掲げているのが、地域に住む「他者(他地域からの人)」を支援すること、感情や思想をうまく伝える技術習得の重要性、自国内の異言語・異民族・他地域の共同体への目配りなどである。つまり、二つの機関の理念の相違点は、「他者(other people)」についての考え方や、言語とアイデンティティの扱い方の慎重さの度合いであることが理解できる。また、EUの声明には、「母語<mother tongue(s)>」や母語の知識と他の言語との関連性について言及されているが、この時期の欧州評議会は、「他言語・異言語(other/foreign languages)」についてのみ言及している(Byram 2008:128)。

続いて、欧州評議会の1998年の勧告(Recommendation No.R (98)6 of the Committee of Ministers to Member States Concerning Modern Languages)に注目したい。引用した条文に続く第2条では、「複言語主義」に関して言及されている。また、この勧告では「母語」への言及がある。

A. 一般的な方法と原則

1. 次のような教育政策を追求する。
  1. 1. すべてのヨーロッパ人が、他の言語を母語とする話者とコミュニケーションをとることを可能にする。そのことにより、偏見のない開かれた心を養い、人々の自由な移動と、情報交換を促進し、国際協力を改善することができる。
  1. 2. 学習者が他の生活方法を敬うことができるようにし、また、その生活方法で異文化世界へ適応できるようにする。特に、直接的なつながりや交流、および、個人的な経験を通して、それらのできるようにする。
  1. 3. 国際コミュニケーションや国際理解の高まる需要を満たすように、教育制度の中での現代語教育の需要の増加に役立てられるような、人的資源や物質的資源を確保することができるようにする。

(日本語訳と下線は筆者)

「複言語・複文化主義」が提唱されたのは、こうした流れの中であった。「複言語・複文化主義」とは、個々人が、それぞれ、他者の人生や生き方そのものに敬意を払うという思想・理念が基盤になっていることが理解できる。

言語政策に対する姿勢という点に焦点を当て、EUと欧州評議会の政策の違いを見てみると、象徴的な「多言語・多文化主義」を提唱しているEUは、言語習得に関しても主に言語学的な知見に関することに限られているのに対して、欧州評議会は、広い意味での異文化交流を視野に入れて「複言語・複文化主義」を提唱していることが分かる。

このように二つの組織は、方針に違いを持ちながら、それぞれの言語政策上の理念や目的を達成することに力を注がなくてはならなかった。そのためには、互いがぶつかり合わないための工夫も必要である。実は、ぶつかり合わないために、これら二つの組織は意図的に連携を避け、棲み分けて

いた部分もあったと考えることができないであろうか。

#### 4. 4. 「公用語」制定の可能性と限界

先にも述べたが、例外があるものの、「多言語主義」を掲げるEUはすべての加盟国の公用語をEUの公用語として採用している<sup>24</sup>。「象徴」的な意義があり、EUの対外政策の一つとして理解できる。しかし、実質的には、英語とフランス語といった「大言語」が作業言語として用いられている。「ユーロ・バロメーター (Eurobarometer)」という統計の調査結果もすべての公用語で公開されているわけではない。さらに、言語学習においては、「母語+2言語」という「モデル」をEUは提示しているが、その真意は、「1言語」では英語に偏る傾向があるので、あえて「2言語」とし、英語以外の言語を最低一つは学習するという基盤を整えようとしたというのが実情である。

言語、文化、教育などのヨーロッパ統合の「ソフト」面を担ってきた欧州評議会は、少数言語に関する憲章を制定するなど、言語政策に力を注いできている。とはいえ、公用語は、英語とフランス語の2言語である。ドイツ語、イタリア語、ロシア語は実は作業言語の扱いである。1990年代はじめ、ドイツ語も欧州評議会の公用語に加えようという動きがあった。それは、オーストリアのグラーツに欧州評議会のもうひとつの組織である「欧州現代語センター (European Centre for Modern Languages of the Council of Europe<sup>25</sup>)」が設立されることに伴っての動きである。しかし、その運動は失敗に終わった (Ammon 2003/2004)。「国」のレベルで言語教育を考えてきたEUとは異なり、ひとつの「国」の中にある地域の言語にも目を向け、さらには、EU加盟を希望する国のための「『民主主義』教育」を行ない、47もの加盟国を抱えている欧州評議会において公用語の制限を外すことがどのような結果を生むのか。この点を考慮するならば、EUのような公用語政策を、欧州評議会が実施することは困難であることが理解できる。皮肉にも、実質的には言語問題に関わらないEUの方が、「多言語主義」を象徴的に扱うことができるのである。

## 5. おわりに—今後の課題

本稿では、ヨーロッパ統合という歴史的な出来事において欧州評議会が果たした役割について考察した。EUと欧州評議会との関係、言語政策において両者の仕事の意義について述べるとともに、欧州評議会の理念と、その仕事の限界についても指摘した。欧州評議会における公用語問題は古くて新しいテーマであり、活動の見えざる限界を探るひとつの糸口にもなるのではないかと。そこで、今後の課題として、EU内で母語話者人口が一番多いドイツ語の位置付けについて考察していきたい。

世界におけるドイツ語の位置付けを考えていくことは、ドイツの対外言語政策の姿勢を考えることにつながる。ドイツ語を欧州評議会の公用語にするための活動も成果を見ることなく終わった背景には様々な事情が絡み合っている。明確な原因を提示することが困難であるが、ドイツ語話者が引き継いだ「負の遺産」や、ドイツ人の英語力に対する自負も少なからず関係していると考えられる。こうした経緯を振り返ることで、「公用語」の位置付けと意義・役割について、さらにドイツ語に伴う歴史的背景について分析する助けとなるはずである。大局的な視野を持つことで、ひいてはそれが、ドイツが直面する難民へのドイツ語教育を考える際にも大いに資するものとなる。今後の課題としてゆきたい。

### 〈注〉

- 1 欧州評議会は活動状況を、市民に理解し易く工夫しつつ、公開している。  
Council of Europe (URL: <http://www.coe.int/en/web/portal> <最終閲覧日:2016年1月10日>)
- 2 「分類」に関する学問的知見に関しては、池田(1992)を参照した。
- 3 同様のことは、言語政策研究に関する概念の定義づけに関しても当てはまる。厳密に定義するほど例外が生まれてしまう。未決定の領域に踏み出すにあたり、定義づけに拘ると政策の可能性を狭めてしまうことを、糟谷(2000)も指摘している。たとえば、「言語帝国主義」という概念に関して、糟谷は次のように述べる。  
「現実をあますところなくとらえる厳密で包括的な定義を求めるよりは、言語帝国主義という概念を、新たな発見をうながすような問題発見的な性格のものとしてとらえるべきであろう。そして、重要なのは、そこから批判的な契機をぬきとら

ないことである。客観的な記述や分類の道具に堕したなら、「言語帝国主義」という概念そのものの生命力は枯渇するにちがいない」（糟谷 2000:276、下線は筆者）

- 4 上原は、「欧州審議会」という日本語訳を用いている。
- 5 欧州評議会・事務総長 (Secretary General) の Thorbjørn Jagland も自身のスピーチの中で “We are doing too many things with too little money.” と述べている。（“Communication from Mr.Jagland, Secretary General of the Council of Europe to the Parliamentary Assembly, 24 January 2011.”  
URL: [http://www.coe.int/t/reform/SG\\_speech\\_APCE\\_jan\\_2011\\_en.asp](http://www.coe.int/t/reform/SG_speech_APCE_jan_2011_en.asp), <最終閲覧日:2016年1月10日>)
- 6 日本にルーツを持つクーデンホーフ＝カレルギーの「汎ヨーロッパ運動」とは別の運動である。この運動に関しては稿を改めて論じたい。
- 7 1946年9月19日にチューリヒ大学（スイス）で行われた演説。「ヨーロッパ合衆国演説」とも言われる。（“United States of Europe” URL: <http://www.winstonchurchill.org/resources/speeches/1946-1963-elder-statesman/2970-united-states-of-europe>, <最終閲覧日:2016年1月10日>)
- 8 欧州評議会は、様々なモニター制度を整えている。（“Council of Europe, Human Rights and Rule of Law, Monitoring mechanisms” URL: <http://www.coe.int/en/web/human-rights-rule-of-law/monitoring-mechanism> <最終閲覧日:2016年1月10日>)
- 9 このうち、アデナウアーとスパークは、「ローマ条約」（ベネルクス三国、西ドイツ、フランス、イタリアによって1957年に調印）の署名者でもある。
- 10 個々の人物に注目する作業は、国際文化交流研究においても行なわれている。個々の政策作成者・決定者がそれまでに経験した国際交流での実体験が、その国の対外文化政策に大きな影響を与えていることを指摘した研究には、たとえば川村（2008）などがある。一人ひとりが信頼関係に基づく行動をとることが長期的に見ても組織の発展に貢献することが示されている。
- 11 *Fanfare Grand-Ducale de Clausen, 150e Anniversaire* (Imprimerie Saint Paul S.A.,Luxembourg 2001, URL: [http://www.fofa.lu/PDF\\_docs/150\\_Joer\\_Clausen.pdf](http://www.fofa.lu/PDF_docs/150_Joer_Clausen.pdf) <最終閲覧日:2016年1月10日>)
- 12 スピーチは以下で閲覧できる。 [https://www.coe.int/t/dgal/dit/ilcd/Archives/selec-tion/Churchill/KleberSpeech\\_en.pdf](https://www.coe.int/t/dgal/dit/ilcd/Archives/selec-tion/Churchill/KleberSpeech_en.pdf) <最終閲覧日:2016年1月10日>  
一部分の英訳は、次で閲覧できる。 <https://www.flickr.com/photos/councilofeu-roe/3055896186> <最終閲覧日:2016年1月10日>
- 13 ユーロ導入国・地域について、確認しておきたい。ユーロの現金の導入が開始された2002年には、オーストリア、ベルギー、ドイツ、フィンランド、フランス、ギリシャ（決済通貨の導入は1999年ではなく、2001年）、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペインが、経済通貨統合によるユーロ導入国であった。その後、スロベニア（2007年）、キプロス（2008年）、マルタ（2008年）、スロバキア（2009年）、エストニア（2011年）、ラトビア（2014年）、リトアニア（2015年）が経済通貨統合を果たした。2015年時点で、ユーロを導入した欧州連合加盟国は19にのぼる。

また、従来からの通貨同盟などによって、相手国がユーロを導入したことでユー

- ロを法定通貨とした国としては、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカンがある。さらに、モンテネグロ、コソボも、ドイツとの関係でユーロが法定通貨となっている。
- 14 ヨーロッパ統合研究では、文化や教育という分野は周辺に位置づけられているが、「人間の安全保障」という枠組みでは、これらの分野にも重要な役割が見出されている。つまり、「人間の安全保障」にはあらゆる分野が相互補完的に関わりあっており、「人間の安全保障」を研究する際にも、そのことが強く意識されている。それで、文化や教育分野の意義も認められるのである。
  - 15 戦後ドイツの「過去の克服」と「複言語・複文化主義」概念や「ヨーロッパ教育」との関連性については、山川（2015）でも論じた。今後も考察を深めたい。
  - 16 ちなみに、アンダーソンの挙げる、他の二つのシナリオとは、このようなものである。第一に、欧州通貨同盟の加盟国内で経済格差が生じ、不満を持った政治家や経済的関係者が国民感情を利用し、域外貿易に関する政策に影響を与えるというシナリオ。第二に、加盟国の地政学上の様々な条件による、国際的な危機への対応の相違が生じる、というシナリオである。
  - 17 「ヨーロッパ教育」に関しては、山川（2015）でも扱っているが、さらに考察を深め、稿を改めて論じたい。
  - 18 たとえば、欧州評議会のHPには、EUとの違いを簡単に説明する項目がある。“The Council of Europe in brief, Do not get confused” (URL: <http://www.coe.int/en/web/about-us/do-not-get-confused> <最終閲覧日:2016年1月10日>)
  - 19 筆者が「複言語・複文化主義」に関する研究をはじめた頃から、筆者の質問にいつも丁寧に応じて下さったのが、マイケル・バイラム氏である。「複言語・複文化主義」が言語学習者にとって可能性を秘めた概念であること、さらに、EUと欧州評議会の言語政策を比較する視点を与えてくださったことに感謝したい。
  - 20 2015年時点では24言語がEUの公用語となっている。加盟国と公用語の数があわないのは、一つの言語が複数の国の公用語となっているためである。たとえば、ドイツ語はドイツ、オーストリア、ルクセンブルク、ベルギーで公用語となっている。また、一つの国のすべての公用語がEUの公用語となっているわけではないことにも注意したい。たとえば、ルクセンブルク語はルクセンブルクの公用語であるが、EUの公用語ではない。
  - 21 European Commission (1995) *White Paper on Education and Training. Teaching and Learning toward the Learning Society*. (URL: [http://europa.eu/documents/comm/white\\_papers/pdf/com95\\_590\\_en.pdf](http://europa.eu/documents/comm/white_papers/pdf/com95_590_en.pdf) <最終閲覧日:2016年1月10日>)
  - 22 Council Resolution of 14 February 2002 on the promotion of linguistic diversity and language learning in the framework of the implementation of the objectives of the European Year of Languages 2001 (2002/C 50/01)
  - 23 筆者の「複言語・複文化主義」に関する理解は、マイケル・バイラムの研究に負うところが大きい。今後も引き続き、バイラムの一連の研究を深く追究していきたい。
  - 24 EUの公用語の変遷については、橋本（2008）を参照。
  - 25 欧州現代語センター (European Centre for Modern Languages of the Council of Eu-

rope) URL: <http://www.ecml.at/> <最終閲覧日:2016年1月10日>

## 参考文献

- 池田清彦 (1992) 『分類という思想』 東京：新潮社
- 上原良子 (2002) 「『ヨーロッパ文化』と欧州審議会の成立」 日本国際政治学会編『国際政治』第129号「国際政治と文化研究」2002年2月、92-106頁
- 糟谷啓介 (2000) 「言語ヘゲモニー <自発的同意>を組織する権力」、三浦信孝・糟谷啓介 (編) 『言語帝国主義とは何か』 東京：藤原書店、275-292頁
- 川村陶子 (2008) 「西ドイツにおけるリベラルな国際文化交流—連合文化政策がもたらしたもの」 田中孝彦・青木人志 (編) 『<戦争>のあとに—ヨーロッパの和解と寛容』 東京：勁草書房、143-170頁
- 橋本聡 (2008) 「多言語性をどうマネジメントするか? EU言語政策の最新動向」 北海道大学大学院『大学院メディア・コミュニケーション研究院研究叢書』95-158頁
- 山川智子 (2015) 「『複言語・複文化主義』とドイツにおける『ヨーロッパ教育』—『記憶文化』との関わりの中で」 文教大学文学部紀要委員会『文教大学文学部紀要』第29-1号、59-76頁
- Ammon, Ulrich (2003/2004) „Sprachenpolitik in Europa – unter dem vorrangigen Aspekt von Deutsch als Fremdsprache. (I) (II) “ *Deutsch als Fremdsprache* 40 (4): 195-209/ 41 (1): 3-10.
- Anderson, Benedict (1991) . *Imagined Communities—Reflections on the Origin and Spread of Nationalism. Revised Edition.* London, New York: Verso. <アンダーソン、ベネディクト (白石さや・白石 隆訳) (1997) 『増補 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』 東京：NTT出版>
- Anderson, Malcolm (2000) *States and nationalism in Europe since 1945.* London: Routledge. <アンダーソン、マルコム (土倉莞爾・古田雅雄訳) (2004) 『戦後ヨーロッパの国家とナショナリズム』 京都：ナカニシヤ出版>
- Byram, Michael (2004) “Difinition of the concept of plurilingualism” In *Council of Europe Languages, Diversity, Citizenship: Policies for Plurilingualism in Europe. Strasbourg, 13-15 November 2002, Conference Report.* Language Policy Division, DG IV- Directorate of School, Out-of-School and Higher Education, Council of Europe, Strasbourg, pp.26-34.
- Byram, Michael (2008) *From Foreign Language Education to Education for Intercultural Citizenship. Essays and Reflections.* Clevedon, Buffalo, Toronto: Multilingual Matters.
- Council of Europe (2001) *Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment.* Cambridge University Press.
- Shore, Cris (2000) *Building Europe. The Cultural Politics of European Integration.* Routledge.